

小野町消防団防災訓練

小野町消防団防災訓練が11月1日、町民体育館で行われました。

今年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、例年実施している小野町総合防災訓練を中止し、消防団や自主防災会などそれぞれの団体で防災訓練を実施しています。

今回は、副分団長以上の幹部を対象に、IP無線機を用いた図上訓練を実施しました。

風水害、土砂崩れ、発熱者の救助、ガス漏れ事故への対応などさまざまな災害を想定し、住民と消防団員の安全を守るため、どのように消防団として対応すべきか、田村消防署小野分署員とともに意識の共有を図り、災害に対応できるよう取り組みました。

【IP無線機とは？】

携帯電話回線(町では、auとdocomo回線)を使い、1対大人数で通話ができる機器です。例えば携帯電話の場合、1対1での通話のみとなりますが、IP無線機の場合、1人の通話はそのグループ全員に行き渡ることから、災害時の情報収集・共有手段として非常に有効な機器として現在さまざまな施設で使用されています。

町では、平成30年度に小野町消防団幹部へ、令和2年度には各自主防災会長(行政区長)へそれぞれ配備しており、訓練や実際に災害が起きた際の情報収集・共有手段として活用しています。



現地対策本部の様子



想定した災害に対応している分団長等



IP無線機

自動車急発進防止装置設置費用の一部を助成しています！

町では高齢者によるアクセルペダルとブレーキペダルの踏み間違いによる事故を防止するため、非営利目的のオートマチック(AT)車に自動車急発進防止装置を設置する満70歳以上の方を対象に費用の一部を助成しています。

◆助成の対象となる方(1)から(4)まですべて該当する方)

(1)自動車急発進防止装置を設置する日に、町内に住所を有する満70歳以上の方

※令和2年4月1日以降に設置する場合に限りです。

(2)自動車運転免許証を所持している方

(3)自分の車であること(車検証の所有者または使用者の氏名の名称欄が自分の名義となっていること)

※ただし車検証の名義が自分でなくても、同居している配偶者や子の名義の車で運転する高齢者が、その車に自動車急発進防止装置を設置する場合は、この要件を満たしているとして取り扱います。

(4)過去にこの助成および国の助成を受けていない方(1人につき1回限り)

◆助成額など

4万円を上限に、自動車急発進防止装置とその取り付け費用の9割を助成します。

※設置する自動車急発進防止装置は、障害物を検知するもの・障害物を検知しないものどちらでも構いません。



◆申請方法

自動車急発進防止装置を設置した後、次の書類を添えて町民生活課まで提出してください(FAXおよび郵送による提出は受け付けすることができません)。

(1)小野町高齢運転者自動車急発進防止装置設置支援事業報告書兼請求書

(2)車検証の写し

(3)自動車運転免許証の写し

(4)自動車急発進防止装置の概要がわかる書類(自動車急発進防止装置の説明書など)

(5)自動車急発進防止装置の購入および設置に要した経費の領収書

(6)振込口座のわかるもの(通帳・キャッシュカードなど)

町民生活課 ☎72-6933